

別 紙

砂糖生産振興事業補助金交付要綱

砂糖生産振興事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるものを準用するほか、この要綱に定めるところによる。

第1 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

砂糖生産振興事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）別表1の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に対して補助金の交付を申請しようとするときは、別記様式第2号により補助金交付申請書を作成し、機構の定める日までに機構に提出するものとする。

2 消費税の取扱い

事業実施主体は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第2 補助金の交付申請の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、事業の中止又は廃止をする場合には、別記様式第3号により、その理由及びその内容を記載した変更承認申請書を作成し、機構に提出し、承認を受けるものとする。

第3 補助金の交付の対象経費

機構が事業実施主体に対し交付する補助金の対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 補助金の交付等

1 資金造成事業以外の事業に係る補助金の交付

(1) 本事業（資金造成事業を除く。）に係る補助金の交付については、機構は、原則として、当該事業が完了し、その額が確定した後に行うものとするが、事業実施主体の請求により必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、当該事業の進捗度合を勘案して、補助金の所要額（限度額として、補助金の交付決定額の1割以上を留保した残額とする。）を概算払いすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、概算払の請求をしようとするときは、別記様式第4号により概算払請求書を作成し、機構に提出するものとする。

2 資金造成事業に係る補助金の交付

資金造成事業に係る補助金の交付については、事業実施主体は、補助金の交付決定の通知を受けた後、これに従って別記様式第5号により資金造成補助金請求書を機構に提出するものとし、機構は、当該請求書を受領した後、事業実施主体に対して補助金を交付する。

第5 実績報告

1 資金造成事業以外の実績報告

- (1) 事業実施主体は、事業（資金造成事業を除く。）が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別記様式第6号により事業実績報告書を作成し、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、機構に提出するものとする。
- (2) 第1の2のただし書により交付の申請を行い、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第1の2のただし書により交付の申請を行い、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに報告するとともに、機構の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

2 資金造成事業の実績報告

資金造成事業においては、事業実施主体は、補助金の交付を受け、資金を造成し、別記様式第8号により資金造成実績報告書を作成して、資金造成後20日以内に機構に提出するものとする。

第6 資金の管理及び取崩し等

事業実施主体は、資金造成に係る補助金の交付を受けたときは、以下の条件を順守しなければならない。

- (1) 資金は、安全かつ確実に管理し、その運用は効率的に行わなければならない。
- (2) 造成した資金の運用から生じる収入は、当該資金に繰り入れなければならない。
ただし、機構の承認を得て、当該収入を事業の管理運営費に要する経費に充てることができる。
- (3) 資金の経理については、他の経理と明確に区分して整理しなければならない。
- (4) 資金を取り崩す場合、事業実施主体は、別記様式第9号により取崩計画書を作成し、あらかじめ機構の承認を得るものとする。次に掲げる取崩内容を変更しようとする場合は、別記様式第10号により取崩計画変更承認申請書を作成し、あらかじめ機構の承認を得なければならない。
 - ① 別表第2に掲げる経費の配分及び事業の内容の変更
 - ② 事業の中止又は廃止
- (5) 事業実施主体は、資金を取崩した場合、別記様式第11号により取崩実績報告書を作成し、取崩した資金により行われた事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに機構に提出しなければならない。

- (6) 事業実施主体は、毎年度、当該年度の資金の管理状況を取りまとめ、翌年度の4月30日（資金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して1ヵ月を経過した日）までに、別記様式第12号により資金管理状況報告書を作成し、機構に提出しなければならない。
- (7) 事業実施主体は、当該年度の事業を実施した後、資金に残余が生じた場合には、その処分について機構の指示を受けなければならない。

第7 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、機構の補助金に係る経理については、他の経理と明確に区分して整理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、補助金の交付を受けた年度（資金分として補助金の交付を受けた事業は、当該資金を閉鎖した年度）の翌年度から起算して5年間とする。

第8 施設及び機械の処分の制限

- 1 事業実施主体は、この事業により取得し、又は効用の増加した施設及び機械であって、1件当たり取得価格又は増加価格が50万円以上のもの（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間を経過した取得施設及び機械を除く。以下「事業取得・効用増加施設機械」という。）については別記様式第13号による財産管理台帳を備えるとともに、事業取得・効用増加施設機械に係る管理規程を定めて善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 機構は、事業実施主体が機構の承認を得て事業取得・効用増加施設機械を処分したことにより事業実施主体に収入があったときは、当該収入の全部又は一部を機構に納付させることがあるものとする。
- 3 2の機構の承認については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の規定を準用する。

第9 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 機構は、1の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合は、機構が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対して、納付を命ずることができるものとする。